

### 広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会の組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

#### 広島県教育委員会の組織改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(視聴覚教材利用規則の一部改正)

第一条 視聴覚教材利用規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「機材及び」を削り、「次に」を「次に」に改め、同条第一号から第四号までを削り、同条第五号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 DVD

第二条第六号を同条第三号とする。

(広島県立美術館管理運営規則の一部改正)

第二条 広島県立美術館管理運営規則(昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「教育長又は指定管理者は、」を削る。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第九条とする。

第十二条の見出し中「入館料及び」を削り、同条第一項中「第十一条第一項又は」、「入館料又は」及び「条例第十三条第一項第一号から第七号までのいずれか又は」を削り、同条を第十条とする。

第十三条中「教育長が」を「別に」に改め、同条を第十一条とする。

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の四」に、「第三款 縮景園(第十八条・第十九条)」を「第三款 削除」に改める。

第五条の表管理部の部教職員課の項中「給与係」を「給与第一係、給与第二係、給与第三係」に改め、同表生涯学習部の部文化課の項中「文化課」を「文化財課」に改め、「芸術文化係」を削る。

第六条総務課の項第二十五号中「(生涯学習部文化課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第七条学校経営課の項第五号中「市町教育委員会」の下に「(指導第一課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条指導第一課の項第三号中「市町立学校」を「市町教育委

員会」に改める。

第七条の二文化課の項中「文化課」を「文化財課」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第十条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県西部教育事務所	安芸郡海田町	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部教育事務所	尾道市古浜町	三原市、尾道市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部教育事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

第十一条第一項第二号中「、研修及び給与」を「及び研修」に改め、同項第三号を削り、同条第二項及び同条第三項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条総務課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第十五条を次のように改める。

(支所の設置)

第十五条 教育事務所に支所を設置する。

2 支所を設置する教育事務所、支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

支所を置く教育事務所	支 所	
	名 称	位 置
広島県西部教育事務所	広島県西部教育事務所 芸北支所	広島市安佐北区 可部四丁目
		安芸高田市及び山 県郡

第十五条の次に次の三条を加える。

(支所の分掌事務)

第十五条の二 支所は、その担当区域について、教育事務所の分掌事務の一部を分掌する。

(支所の内部組織)

第十五条の三 支所に次の課を置く。

教育指導課

第十五条の四 支所の教育指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管理に関すること。
- 二 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 三 所員の人事、給与及び服務に関すること。

- 四 令達予算の執行に関すること。
  - 五 市町立小中学校の県費負担教職員のうち事務職員に係る人事及び研修に関すること。
  - 六 調査統計に関すること。
  - 七 公立学校施設の整備に関すること。
  - 八 市町教育委員会に関すること。
  - 九 市町立小中学校の県費負担教職員（総務課の所掌に属するものを除く。）の人事及び研修に関すること。
  - 十 市町立小中学校の教育指導及び生徒指導に関すること。
  - 十一 前二号のほか、学校教育に関すること。
- 第三款を次のように改める。

第三款 削除

第十八条及び第十九条 削除

第三十五条の表広島県立生涯学習センターの項中「広島市東区光町二丁目」を「広島市中区千田町三丁目」に改める。

第三十六条第六号を削り、同条第七号中「機材及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

第四十一条及び第四十二条 削除

第六十三条の表文化課の項中「文化課」を「文化財課」に改める。

（広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正）

第四条 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表管理部総務課の項の次に次のように加える。

管理部教職員課	職員給与室長
---------	--------

別表第一号の表第四号の二を削る。

別表第二号の表第一号中「及び園長」及び「縮景園」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の	支所長	支所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、支所の事務を掌理する。
二の			

別表第二号の表第二号中「次長、」、「及び副園長」及び「又は園長」を削り、同表第四号の次に次の一号を加える。

四の	主任総務 専門員	所	上司の命を受け、命ぜられた事務を総括及び整理する。
二の			必要に応じ置く。

別表第二号の表第九号中「主査」を「総務専門員」に、「課」を「所」に改める。

別表第二号の表の備考を次のように改める。

備考 第七号及び第十三号に掲げる職は指導主事をもって、第十六号及び第十八号に掲げる職は学芸員をもって、第八号及び第十四号に掲げる職は社会教育主事をもって、その他の職は事務職員又は技術職員をもって充てる。

別表第三号の表第一号中「美術館」を削り、同表第二号を削り、同表第三号中「(美術館を除く。)」を削り、同号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号を同表第三号とし、同表中第五号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表第十号の二中「美術館、歴史民俗資料館」を「歴史民俗資料館」に改め、同号を同表第九号とし、同表中第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十六号中「美術館、歴史民俗資料館」を「歴史民俗資料館」に改め、同表第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十号中「美術館、歴史民俗資料館」を「歴史民俗資料館」に改め、「美術品及び」を削り、同号を同表第十九号とし、同表の備考二中「第十号及び第十四号」を「第八号及び第十三号」に、「第十号の二、第十六号及び第二十号」を「第九号、第十五号及び第十九号」に、「第十八号及び第十九号」を「第十七号及び第十八号」に改める。

(指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第五条 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則(平成二十年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二号中「教育事務所長」の下に「(福山市教育委員会にあつては、県教育委員会)」を加える。

第七条第二項中「教育事務所長」の下に「(福山市立小学校及び福山市立中学校を除く。)」を加える。

(規則の廃止)

第六条 次の教育委員会規則は、廃止する。

- 一 広島県縮景園管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第九号)
- 二 広島県立生涯学習センター管理運営規則(昭和五十七年広島県教育委員会規則第三号)

附 則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。